

新型コロナウイルス感染防止に係る対応について

このことにつきましては、これまで繰り返し連絡をさせていただいたところでありますが、まだまだ感染拡大に注意が必要な状況が続いております。

つきましては、今後の新型コロナウイルス感染防止に係る対応については、下記のとおりいたしますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

記

《町としての基本的な考え方》

- ① 保護者の皆さんや児童生徒の皆さんの不安を払拭することに努めます。
- ② 子どもたちの安全や命をしっかりと守る対応を行うよう努めます。
- ③ 食の提供を含めて、子どもたちの学びを止めないことを基本とします。

1 学校において感染が確認された場合について

- 1人でも感染が確認された学校は、町教委と学校の判断で早急に「閉鎖」します。
 - ・ 校内の消毒のため1～3日間程度
 - ・ その後、保健所の指示のもとで学校再開や閉鎖などを実施
 - ・ 対象となるのは、園児・児童・生徒・教職員

2 タブレット端末の持ち帰りについて

- 10月からタブレット端末の持ち帰りができるようにします。ただし、令和4年3月31日までは、タブレット使用啓発期間として次のような扱い方をします。
 - ・ タブレット操作を確認する場合（接続の確認、練習等）
 - ・ 感染防止対策により欠席する場合
 - ・ 学校閉鎖の場合
 - ・ 長期休業中等に活用する場合（各学校の状況に応じて活用していきます）
- 今後、タブレット端末の取扱いに関わる「同意書」をとることがあります。

3 部活動について

- 9月12日（日）まで自校での活動としていましたが、県独自の緊急事態宣言が延長されたことにより、13日（月）からの活動についても当面の間現状の対応とします。
- スポーツ少年団の13日（月）からの活動場所は、通常通りとなります。

4 学校行事について

- 運動会などの行事については、学校からの連絡をお待ちください。